

報告第6号

平成31年3月15日

芦屋町議会議長 小田武人 殿

特別養護老人ホームに係る言動に対する調査特別委員会

委員長 松上宏幸



委員会調査報告書

本委員会で調査した事件について、調査の結果を下記のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1. 経緯

これまでの妹川議員の特別養護老人ホームに関する一般質問での発言や行動が、一事業者への利益誘導に当たるのではないかと思われるため、特別委員会を設置して調査してほしいとの動議に基づき、特別養護老人ホームに係る言動に対する調査特別委員会を設置し、これに付託して調査を行うことが賛成多数で可決された。

2. 調査目的

これまでの妹川議員の特別養護老人ホームに関する一般質問での発言や行動に、もし一事業者への利益誘導の事実があった場合、町民から付託を受け活動する議会の信用を大きく失墜することになる。これは議会の権威にかかわることで、自らが解決すべき内容であることから、その真偽を調査することが議会の責務との考え方によるものである。

3. 特別委員会の構成

本委員会は、議長、副議長及び総務財政・民生文教の各常任委員会から3人ずつの計8人の委員により構成された。

委員長 松上 宏幸

副委員長 辻本 一夫

委 員 小田 武人

委 員 貝掛 俊之

委 員 刀根 正幸

委 員 内海 猛年

委 員 今田 勝正

委 員 松岡 泉

4. 調査事件

本委員会の調査事件は、これまでの妹川議員の特別養護老人ホームに関する一般質問での発言や行動に、一事業者への利益誘導の事実があったかどうかの真偽確認である。なお、平成31年1月28日の委員会において、次の5項目について調査することを決定した。

- (1) 一般質問の発言内容について
- (2) 一事業者と同行して役場を訪問したことについて
- (3) 隣接地権者等に対する反対誘導について
- (4) 県庁を訪問した内容について
- (5) 福祉課長を訪問した内容について

ただし、調査項目（1）については、平成24年第2回定例会から平成30年第2回定例会までに計18回行われており、本委員会で全て議論するには相当の時間を要するため、委員を2班に分け、調査箇所を抽出する作業を行った。

※班分け（◎は班長）

1班：◎辻本・小田・貝掛・刀根

2班：◎松上・内海・今田・松岡

回	1班 開催日	2班 開催日
第1回	平成31年 1月16日（水）	平成31年 1月21日（月）
第2回	平成31年 1月24日（木）	

5. 「(1) 一般質問の発言内容について」の調査箇所（別紙）

各班の抽出結果を本委員会にて協議し、調査箇所として次の10カ所の決定を行った。

【妹川征男議員一般質問の会議録より】

- ① 平成25年第1回定例会・P16・下から15行目～2行目
- ② 平成25年第3回定例会・P12・下から5行目～P13・上から1行目
- ③ 平成25年第4回定例会・P13・上から8行目～24行目
- ④ 平成25年第4回定例会・P14・上から2行目～16行目
- ⑤ 平成26年第3回定例会・P7・下から11行目～7行目
- ⑥ 平成26年第3回定例会・P9・下から12行目～7行目
- ⑦ 平成26年第3回定例会・P12・上から9行目～16行目
- ⑧ 平成26年第4回定例会・P10・上から1行目～3行目
- ⑨ 平成28年第2回定例会・P7・下から4行目～1行目
- ⑩ 平成28年第2回定例会・P8・下から3行目～1行目

6. 委員会の開催状況

回	開 催 日	内 容
第1回	平成30年12月12日(水)	・正副委員長を選出 ・閉会中の継続審査を申し出ることを決定
第2回	平成31年 1月 9日(水)	・調査項目の決定 ・今後の進め方について
第3回	平成31年 1月 28日(月)	・調査項目(1)の調査箇所の決定
第4回	平成31年 2月 1日(金)	・調査項目(1)～(5)の調査方法
第5回	平成31年 2月 7日(木)	・福祉課長への聞き取り調査
第6回	平成31年 2月 14日(木)	・財政課長への聞き取り調査 ・県庁への調査及び弁護士への確認方法
第7回	平成31年 2月 28日(木)	・隣接地権者等への調査要請に係る報告 ・弁護士への確認結果報告
第8回	平成31年 3月 7日(木)	・妹川議員への聞き取り調査
第9回	平成31年 3月 14日(木)	・県庁への調査結果報告 ・まとめ

7. 外部調査（正副委員長）

調 査 先	調 査 日	内 容
近江法律事務所	平成31年 2月 22日(金)	・調査項目(1)について
福岡県保健医療 介護部介護保険課	平成31年 3月 13日(水)	・調査項目(4)について

8. 調査の結果

(1) 一般質問の発言内容について

調査項目(1)における調査箇所のうち、①～④が利益誘導に当たるかどうかについて、近江法律事務所において、正副委員長で確認したところ、「何をもつて利益誘導とするかという定義の問題であるが、この発言だけでは、法的に利益誘導に当たるものとは言えない。」との回答であった。

(2) 一事業者と同行して役場を訪問したことについて

財政課長に出席を求め、確認したところ、平成24年3月27日の町有地貸付申請時に一度同行されているが、その時には利益誘導に当たるような発言は見受けられなかった。

(3) 隣接地権者等に対する反対誘導について

福祉課長に出席を求め、確認したところ、「隣接地権者等の個人名は回答でき

ない。」とのことであった。そこで、その隣接地権者等に本委員会が直接調査することについて、福祉課長を通して要請を行ったが、隣接地権者等から「非常に迷惑」、「一切関わりたくない」や「親族に迷惑をかけることになる」などの理由で辞退するとの回答があった。このため、本委員会としても、これ以上の調査はできなかった。

(4) 県庁を訪問した内容について

正副委員長で福岡県保健医療介護部介護保険課に調査したところ、「何度かお会いしたことがあるが、個別の内容については、守秘義務及び個人情報保護の観点から回答できない。」とのことであった。このため、本委員会としても、これ以上の調査はできなかった。

(5) 福祉課長を訪問した内容について

福祉課長に出席を求め、確認したところ、「この件に関する一般質問に際して、打ち合わせに来たことはない。」との回答であった。

9. まとめ

本委員会は、これまでの妹川議員の特別養護老人ホームに関する一般質問での発言や行動に、一事業者への利益誘導の事実があったかどうかの真偽確認を行ってきたが、調査の結果、一事業者への利益誘導の事実を裏付ける証拠となるようなものは確認できなかった。したがって、この一連の言動だけで、利益誘導に当たるとは判断することができない。

しかしながら、芦屋町政治倫理条例第3条には、「町民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。」と基準が定められている。

これを鑑みれば、本委員会を設置して調査するに至ったことには、「この事業者はいい」、「この事業者は悪い」とも受け取れる一般質問での発言や、一事業者と同行して役場を訪問するなど一事業者への肩入れとも取れる行動にも要因があつたのではないかと思われる。

以上のことから、全議員が今回の件を議会議員としてのモラルの問題と捉え、一人一人が議場という公の場における発言であることを十分認識し、おのずから節度のある行動を心がけ、議会議員としての責務を果たしていかなければならぬ。

① 平成25年第1回定例会・P16・下から15行目～2行目

この昭和37年から39年から、鉱害復旧のために1次、2次、3次、4次とたびたび鉱害復旧工事をやってた。そして、地主さんが言われますので、それを私、資料を請求したところ、地域づくり課の松尾課長さんのほうから陳情書をいただきましたけども、昭和47年に1回、そしてまた4回ほど陳情書を出されながら、その中の役員の方に地主さんがおられるわけですけど、山鹿臨時鉱害復旧地域であるということ。そういう組合ですね。それから、山鹿地区農耕者組合、そういうような方々から再三要求されております。そして話を聞きますと、ここは芦屋中学校のグラウンドの40倍から50倍の広さがですね、深さ4メーターとか5メーター、そしてこれを遠賀川の河口堰から砂土バイパスというんですか、それでじやんじやん砂を入れて土を入れて、それでもなおかつ土が落盤する。また砂を入れる、土を入れるということを再三やってきたんですよというような話でしたけど、今、四角に書いてあるところがここが予定地なんですよ。こういうことをA社説明しましたか。こういう、まあ、どなたが誘致されようとしたかわかりませんが、こういう土地なんですよと。だからここは危険ですよということ。まあ危険ということはわからないでも、瑕疵ある土地ですよというようなことを説明されて、そのA社はご存じだったんでしょうかね。

② 平成25年第3回定例会・P12・下から5行目～P13・上から1行目

町長がどういうところからそういう話を聞かれたかわかりませんが、私はこの田屋地区のところは地区の同意がとれなかつた、不受理。そして、今回の場合は留意事項に従えば、主体的に町が判断すれば選考委員会、その前の11月9日の時点で不受理ないしは不適切な、不正な応募書類であるということであれば、そこで受理できなかつたということであれば、1者しか残らなくなるですね。その1者というのが、その柏原地区に道路を拡張し、資財をなげうつてやつていこうとされていた会社名、事業者、これはグループホームと小規模多機能などやられている複合型介護施設をやられています医療法人慶愛優しか残つていなかつたと、こういうふうに判断するわけですね。

私がこういう発言をしますと、先ほどのように町長が、どこそこのところは反対してくださいとか、そういうふうなことの風評があるかわかりませんが、これは消去法でいくならば、1者田屋のほうがそこで不受理、そして、その町が推薦したところの会社は不受理、失格ということであれば、1者しか残らないじゃないですか。そのことによって、選定委員会でその1者が上がって、今言った医療法人慶愛優は残ってきて、その選定委員会でその中身が経営のこと、資金のこと、そういうものが悪ければ、そこで落選でいいんですよ。町が選定委員会が、これは不採択だということであれば、それでも納得できるわけですが、もともとそういう受理してはいけないような会社を上げたということ自体が、非常に不可解でたまりません。

私はそういうことを言っておるのであって、私が特定の事業者を推薦するために動いていたわけではありません。公正にして中立に正しいやり方でやれているかどうか、そういう事業者であるか、そういうことで今まで私は動いてきました。

③ 平成 25 年第 4 回定例会・P13・上から 8 行目～24 行目

この署名簿は我が家にも入りましたんで、家内が署名はしております。ほかの方々も署名をされた方もおられると思いますが。この世話人代表というのは、もうご存じのように前々町長さんです。それから、さまざまな区長さんとか元組合長さんとか、そういう世話人代表 10 名の方が名前を上げておられます、署名な方々です。有識者の方々です。こういう方々が署名をされたということですが、やはり柏原区が区として同意をされているということで、区民の皆様方が中心になって顔の見える事業者に期待をしているからこそ短期間で集められこれが町内に波及したのではなかろうかと思っております。

それで、私が思うには、そういう発起人の方々、代表者の方々や署名を回っておられる方と、また柏原地区の皆さん何人かと話をしましたが、やはり玄界灘と響灘が、高台にありますから見えます。そして柏原漁協や堂山が見渡せるというところであると、景観は本当に申し分ないですね。

そして津波対策にもなるわけですが、いろいろな資料を見てみると、認知症の入所者を介護するグループホーム、小規模多機能を兼ねた地域密着型介護施設ということで、地域住民の方、特に柏原地域の方々は、ぜひこういう海の見えるところ、景観のいいところで入所したい、ないしは家族の人たちの願いがある。そして、その施設が地域のイベントを通して非常に共感を受けているというような思いの中で、みずからの名前を出して、そして署名を始められたわけですね。そういうことについて、いかがでしょう。選定委員会の中で説明をされましたか。

④ 平成 25 年第 4 回定例会・P14・上から 2 行目～16 行目

そこの地域住民の方々は、やはり芦屋町で長年生活した方々が多いと思うんですね。そういう海が見える施設に入所できることは大変な喜びであると、そういう期待されて署名をされたようですね。そういうのが選定委員会の皆さんや町長に、どれだけ受け入れられたのかなというふうに、残念でたまりません。

それからもう一つ、昨年の 25 年度もそうでしたけれど、山鹿地区は鉱害復旧跡地であるということが、図面を見せて、ここでお話ししたと思うんですね。そしてあそこの大君区のところにできるであろうところが、遠賀川から近いところですから、そしてあそこが相当な量を、砂や石を投げ込んでおるというふうに聞いてます。現に私呼ばれまして、あそこの隣接地主の、4 軒、5 軒ぐらい離れてるところの方に話があるから来てほしいということで行ったんですが、あの前くらいに 4 軒ほど新しい家が、2 年か 3 年ほど前にできたようです。

その建設業者が、あそこを基礎固めのためにコンクリートを流し込まなくてはなりませんから、流し込みをするために掘ってたら、石がごろごろ出てきたと言うんですよ。大変な作業で、もうけにならなかつたというような形で非常に悔やまれてたということを聞きました。恐らく今度の予定地である芝ノ元というんですか、あそこについてもそういうことが起こり得る可能性があるよと、そういうことを心配を言われておりました。つけ加えておきます。

⑤ 平成 26 年第 3 回定例会・P7・下から 11 行目～7 行目

12月11日に町議会議員である何々議員から電話があった。これ私のことですよ。正直言って。これは三軒屋区の事業者ですね。三軒屋地区で計画している特別養護老人ホームの整備に関し、隣接地権者の〇〇さんの〇〇であれば、あなたにも権利があるので、特別養護老人ホームの建設に反対してくれとの内容であった。これは地権者のあります、〇〇さん。これは土地の利用者、土地の利用者である、いわゆる耕作者。

⑥ 平成 26 年第 3 回定例会・P9・下から 12 行目～7 行目

今回の重岡さんの場合だって、これは耕作者としての同意はいらないんだと。そんなことないですよ。25年度の場合は隣接地権者の同意書、そして土地の所有者と、土地の利用者の場合はその同意書がいると書いてある。しかもこれは副町長が言われるように、口約束じゃないんですよ。耕作者なんですよ。だからこれは同意がいるんですよ。どうなんですか。それを伝えたわけですよ。議員として当然のことじゃないですか。それは反対するようにと執拗に電話をかけたと。たった2分間ぐらいですよ。

⑦ 平成 26 年第 3 回定例会・P12・上から 9 行目～16 行目

私のニュースレターですけれど、「特養問題にかかわって、A事業者が三軒屋地区に建設申請を行うことを知った地主さんたちは、本年2月」——まあ昨年ですね、「本年2月28日に不採択決定を知るまで、心の休まる日は1日もなかったと言います。もし、申請どおり建設されることになれば、工事差し止め訴訟も辞さないという強い決意だったのです。何で我々が県庁まで足を運び、」これは鶴原副町長がもう県のほうに行ってくださいということだったから。「何で我々が県庁まで足を運び、県知事に陳情しなければならなかつたのか。事前に町が電話1本してくれてさえいれば、不同意の理由を詳しく説明していたのに。それすらもしない町が一番悪い。」

⑧ 平成 26 年第 4 回定例会・P10・上から 1 行目～3 行目

町は非常に悪質な事件であった。妨害行為が行われた。ある人が電話で建設に反対するように執拗に迫った。これは私のことですよ。反対するように、執拗に迫つませんよ。

⑨ 平成 28 年第 2 回定例会・P7・下から 4 行目～1 行目

2枚目の議事録で、これは財政課長であった柴田財政課長と新開氏が対応された議事録です。平成24年3月27日午後3時45分から5分間ですね。慶愛優若松夫人、妹川議員が来訪された、柴田課長が対応した。「妹川：議員の仕事と思い、釜風呂跡地の件で若松氏に話を聞き、同行した。公開質問状7の質問」という感じです。

⑩ 平成 28 年第 2 回定例会・P8・下から 3 行目～1 行目

それで、3番目に平成24年3月27日の財政課の議事録のような、私の役場内での言論に対する各課による議事録及びメモは他にあるのか。柴田課長さんがですね、しっかりと事実に基づいて書いてありましたから、私も思い出しながら、全くそのとおりだなあと思っております。